

平成29年度第2回阿蘇地域医療構想調整会議

次 第

日 時： 平成29年11月6日（月）
19：00～

場 所： 阿蘇地域振興局2階大会議室

I 開 会

II 議 事

- 1 「政策医療を担う中心的な医療機関」の役割明確化の協議の進め方について 【資料1】
- 2 地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る平成29年度内示及び平成30年度新規提案事業について 【資料2】
- 3 第7次阿蘇地域保健医療計画（地域医療構想関連）（素案）について 【資料3】
【資料4】

4 その他

III 閉 会

阿蘇地域医療構想調整会議委員名簿

(50音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	備考
1	荒尾 慎治	回復期機能を担う医療機関代表 (阿蘇温泉病院 医局長)	
2	上村 晋一	急性期機能を担う医療機関代表 (阿蘇立野病院 院長)	
3	内田 太郎	慢性期機能を担う医療機関代表 (大阿蘇病院 院長)	
4	甲斐 豊	一般社団法人阿蘇郡市医師会 理事(地域医療構想担当) 公的病院(阿蘇医療センター 院長)	
5	北里 耕亮	阿蘇市町村会 会長 (小国町長)	代理 木下勇児 福祉課長 (小国町)
6	坂梨 淳一	公益社団法人熊本県薬剤師会阿蘇支部 副支部長	
7	坂本 英世	在宅医療機関を担う医療機関代表 (小国公立病院 院長) 公的病院(小国公立病院 院長)	
8	下村 貴文	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (介護老人保健施設 愛・ライフ内牧 副理事長)	
9	高森 薫生	公益社団法人熊本県精神科協会代表 (阿蘇やまなみ病院 院長)	
10	田上 雅代	熊本県保険者協議会代表 (公立学校共済組合熊本支部 参事)	欠席
11	蓮田 逸子	熊本県老人福祉施設協議会代表 (特別養護老人ホーム 悠清苑 施設長)	
12	平田 智美	一般社団法人阿蘇郡市医師会 会長	
13	安光 千昭	阿蘇郡市歯科医師会 専務理事	
14	山部 かおる	公益社団法人熊本県看護協会 (阿蘇医療センター 看護部長)	

平成29年度第2回阿蘇地域医療構想調整会議 配席図

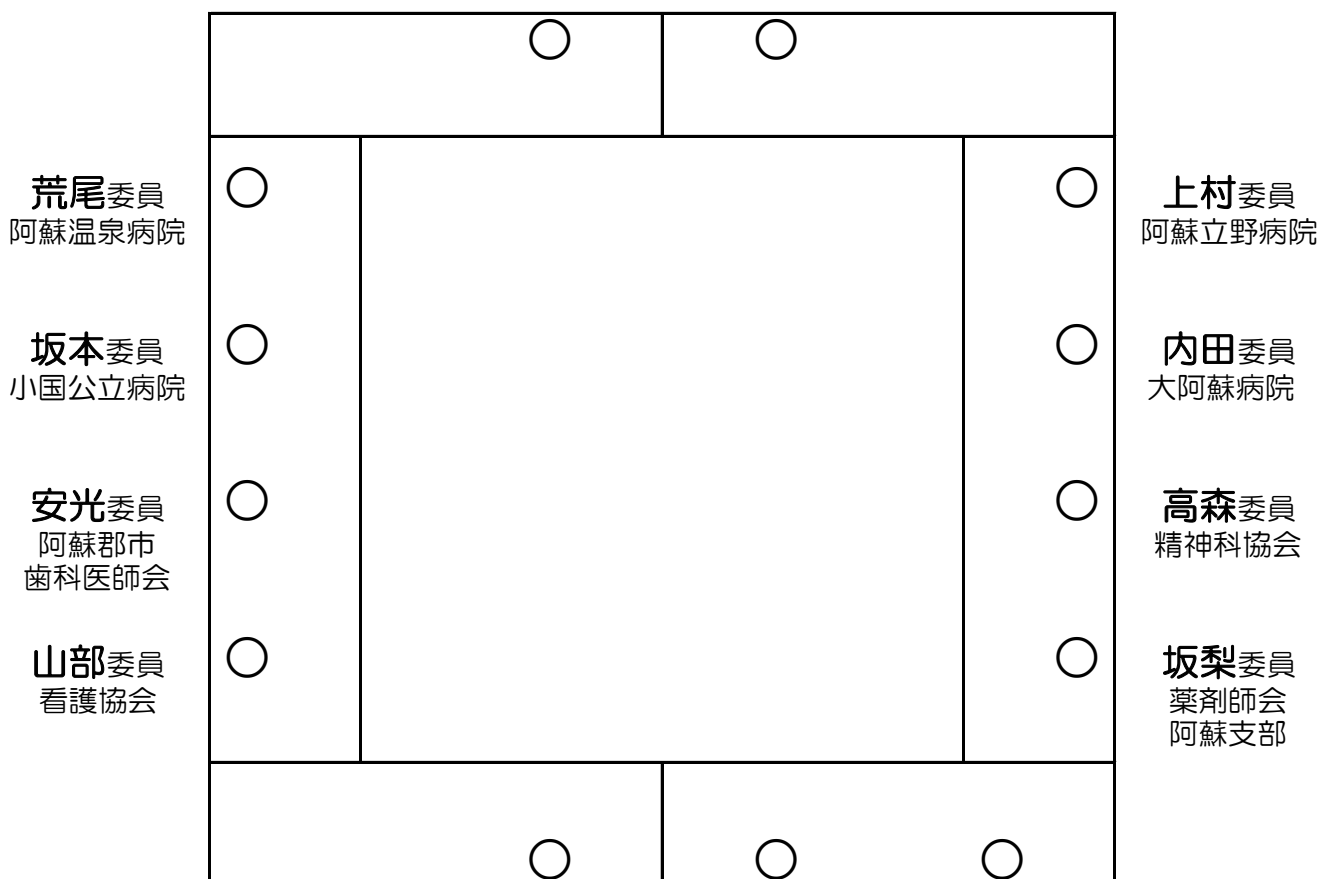
日時：平成29年11月6日（月）19:00～

場所：阿蘇地域振興局2階大会議室

平田委員
（議長）

甲斐委員
（副議長）

オブザーバー・随行者



上村委員
阿蘇立野病院

内田委員
大阿蘇病院

高森委員
精神科協会

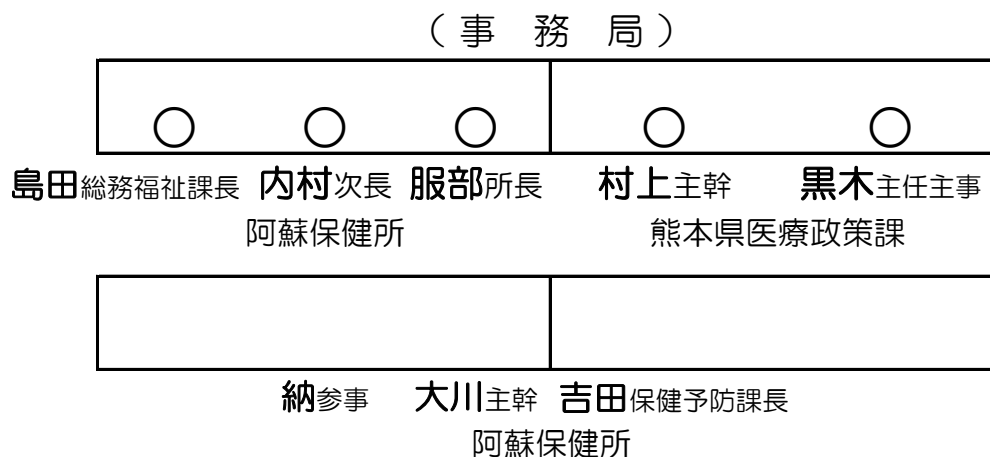
坂梨委員
薬剤師会
阿蘇支部

下村委員
老人保健施設
協議会

北里委員
（代理：木下氏）
阿蘇市町村会

蓮田委員
老人福祉施設
協議会

報道機関・傍聴者



阿蘇地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、阿蘇構想区域（以下「構想区域」という。）に阿蘇地域医療構想調整会議（以下「阿蘇地域調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 阿蘇地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 阿蘇地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 阿蘇地域調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、阿蘇地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 阿蘇地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 阿蘇地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、阿蘇地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 阿蘇地域調整会議の庶務は、熊本県阿蘇保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、阿蘇地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。